

国の農業予算や運用変更に関する意見書

長引く新型コロナウイルスの感染拡大により、外食需要の落ち込みを契機として、水稲をはじめとした農畜産物の価格低落が続く中、原油高による燃油製品の高騰や農業資材の価格高騰は農家経済を直撃し、生産費も賄えない状況下にあります。その中で、来年度の水田活用直接支払交付金において、今後5年間に一度も水張りされていない水田を戦略作物助成の対象から除外するとの内容が示されました。北海道では過去の減反政策に基づき、主食米以外作物への作付けを実施してきた経過にあり、突然の制度変更により、交付金の対象外にすることは納得しがたく、水田地帯の崩壊につながりかねません。

また、新規就農を支援する事業において、来年度より「新規就農者育成総合対策」との名称が変わり、事業内容が大幅に変更となりました。これまで全額国費負担で支援が行われてきましたが、地方負担が伴う事業内容となっています。このため、地方自治体の財源によって取り組みに差が生じることや、十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性が考えられます。

ついては、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、水田活用直接支払交付金などや燃油の価格高騰対策についての万全な対策を講ずるよう下記の内容を要望いたします。

記

1. 水田活用直接支払交付金の運用並びに交付対象の見直しについて

来年度の水田活用直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、今後5年間に一度も水稲を作付けしない水田が交付対象外になると、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては納得がいかず、今後このような政策転換になると現場では混乱が生じ、荒廃地の増加など地域農業の崩壊につながりかねないため、生産現場に混乱が起きないように極めて慎重に対応すること。

2. 新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方自治体の負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取り組みに差が生じる可能性があることから、引き続き国が対策を講じること。

3. 燃油や生産資材等の価格高騰対策について

コロナ禍などによる需要減退から、農畜産物の価格低落が続く中、原油価格の高騰を受けて、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、肥料や飼料や農業用資材等の高騰が続く、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年12月13日

北海道上川郡鷹栖町議会
議長 木下 忠行

意見書提出先

- ・内閣総理大臣
- ・財務大臣
- ・農林水産大臣